

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和22年4月は60円、同年5月から同年11月までは330円、同年12月から23年8月までは2,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年4月1日から23年9月1日まで

私が所持する船員手帳から、申立期間においてA社又はC社が所有する船舶Dに雇入れされていたことが確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の船員手帳の記録により、申立人が船員として、申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年7月4日までの期間については船舶所有者A社において、同日から同年11月25日までの期間、23年1月27日から同年6月11日までの期間及び同日から同年9月1日までの期間は、船舶所有者C社E事業所において、船舶Dに雇入れされていたことが確認できる。

また、A社が保管する船員勤怠表から判断すると、申立人は申立期間においてA社に雇用されていたことが認められる。

さらに、申立人の船員手帳によれば、船舶Dの船舶所有者は、昭和22年7月4日からC社となっているが、i) A社が所持する社史から判断すると、同社はC社と資本関係があった状況がうかがえること、ii) 当該社史において、船舶Dは、「昭和25年ころまで『A社』の名義で操業したり、

あるいはC社名義で操業したり、臨機応変の活用をしたものである。」と記載されており、申立期間における実質的な船舶所有者は、A社であったものと認められる。

加えて、A社B事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚44人のうち43人について船員保険の被保険者記録が継続している。

その上、前述の船員勤怠表において、申立人の船員手帳に記載された申立期間当時の船長は予備船員期間を含んで雇用期間が継続していることが確認できるところ、前述の被保険者名簿において、当該期間当時、当該船長に係る船員保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料をA社B事業所により給与から控除されていたものと認められる。

2 申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社したとする同年齢の同僚に係るA社B事業所における昭和21年4月の船員保険被保険者名簿の記録から、同年4月は60円、同年5月から同年11月までは330円、同年12月から23年8月までは2,200円とすることが妥当である。

3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年8月1日まで

私は、学校を卒業する前に、担任の勧めで当該学校の卒業生が創業したA社に入社することが決まり、卒業後の昭和42年4月から正社員として勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年8月1日と記録されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「学校を卒業した直後の昭和42年4月に入社した。」と供述しているところ、B校の卒業証明書から申立人が昭和42年3月1日に同校を卒業したことが確認でき、複数の同僚が、「申立人は学校を卒業した後に、A社に正社員として入社した。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたものと認められる。

また、複数の同僚らは、「私は入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思う。」旨供述していることから、当該同僚らについて厚生年金保険の加入状況を検証したところ、A社に勤務する以前に勤務していたとする事業所及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、以前に勤務していたとする事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から1か月以内にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。これらの事実から判断すると、当時、事業主は、ほぼす

すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

2 申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

3 申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡している上、事業所番号等索引簿において、A社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 674 (事案 477 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年4月1日まで

私が申立期間において勤務したA社B事業所における標準報酬月額は1万8,000円と記録されているが、私が所持する給与明細書では標準報酬月額3万6,000円に見合う厚生年金保険料が控除されている。

また、申立期間前後の期間において勤務したA社C事業所及び同社D事業所における標準報酬月額はいずれも3万6,000円と記録されている。

申立期間について、勤務形態が変更になったことも給与支給額が減額された記憶も無いので、標準報酬月額の記録を3万6,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 本件申立期間に係る申立てに関して、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、基礎年金番号に統合されていない申立人の記録と判断される厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、事業主は、申立人が昭和38年10月1日に被保険者資格を取得し、39年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、当該期間の標準報酬月額は、当該被保険者原票の記録から1万8,000円が妥当として、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月16日付けで年金記録の訂正が必要とする通知が行われている。

2 しかしながら、今回、申立人が所持する昭和 38 年 11 月分の給与支給明細書において、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 39 年 1 月及び同年 2 月の給与支給明細書において、厚生年金保険料という明細項目では記載されていないものの、「健保料」として記載されている保険料控除額について検証したところ、当該保険料額は、申立期間直後の同年 4 月の給与支給明細書においては「健保・厚生」として給与から控除されており、健康保険料及び 3 万 6,000 円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の合計額と推認される金額と一致していることが確認できることから判断すると、申立人は同年 1 月及び同年 2 月においても標準報酬月額 3 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと推認できる。

なお、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月、同年 12 月及び 39 年 3 月について、申立人は給与支給明細書を所持していないものの、前述の給与支給明細書等から判断すると、当該期間においても、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

3 申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録どおりの標準報酬月額 1 万 8,000 円に相当する報酬月額の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 723

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から同年12月まで

私は、会社を退職した後の平成7年8月ごろに、国民年金の再加入手続を行い、私の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した後の平成7年8月ごろに、国民年金の再加入手続を行い、私の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。」旨を主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間は、平成12年8月16日の厚生年金保険に係る記録が追加処理されたことに伴い確定した国民年金の強制加入被保険者期間であることが確認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間が国民年金の強制加入被保険者期間として確定した平成12年8月16日の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親からは、申立期間の保険料納付について具体的な証言は得られず、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年8月までの期間及び同年11月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年8月まで
② 昭和53年11月から55年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、実家の両親が現金40万円をA機関に送金し、A機関の機関長が追納した。30数万円を納付して、残金はA機関に寄付した。これ以降、私に追納通知は来ていないので、申請免除期間の国民年金保険料は全て納付していると思う。申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が申請免除期間である旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和55年4月ごろに払い出されたことが推認でき、当該払出時点では、制度上、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請はできない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は平成元年2月27日に、昭和55年4月から60年3月までの期間及び同年9月から61年3月までの期間に係る国民年金保険料を一括して追納(35万3,660円)していることが確認できるところ、申立人は、「実家の両親が現金40万円をA機関に送金し、A機関の機関長が追納した。30数万円を納付して、残金はA機関に寄付した。」旨主張しており、オンライン記録と申立人の主張はおおむね一致することから、上記追納額に申立期間の国民年金保険料が含まれていたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人から、国民年金に加入して国民年金保険料を

免除申請したとの供述は得られず、申立期間の国民年金保険料を追納したとするA機関の機関長は既に死亡していることから、当該期間に係る国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の追納に関与しておらず、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月及び同年11月

私は退職後、子供が1歳になった昭和53年*月ごろに、国民年金への加入手続をした。申立期間に係る国民年金保険料は、地区の納付組織の集金で納付した。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年*月ごろに国民年金への加入手続をした。」旨を主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金に任意加入した昭和53年12月20日を資格取得日として払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間として把握されたことにより、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 675 (事案 466 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月7日から26年5月1日まで
② 昭和29年5月ごろから同年11月1日まで

私は、申立期間①についてはA社が所有する「船舶B」に乗り組み、申立期間②についてはC事業所が所有する「船舶D」にE職として乗り組んでいたのに、両申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できないため、訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、申立期間①について、前回申立てを行った際の訂正不要の理由が、「船舶B」は30トン未満の漁船で船員保険の適用はなかったとしているが、同僚の一人に聞いたところ、「そのような話は聞いたことがない。」としていること、申立期間②について、当時の事業主の子が新たに供述してくれることから、再度申立てを行う。

両申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 両申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①は、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が記憶する「船舶B」の乗組員8人のうち6人が申立人と同日付けの昭和26年5月1日に船員保険被保険者資格を取得していること、同僚の供述から判断すると、「船舶B」は30トン未満の漁船で船員保険の適用はなかったこと、及び同年5月に申立人を含む「船舶B」の乗組員は「船舶F」に乗り換え、その際に船員保険に加入したことが推認されること、ii) 申立期間②は、C事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②当時、「船舶D」の乗組員は機関長であったとされる一人を除き船員保険の被保険者記録が確認できない期間があることなどから判断すると、当時、事業主は必ずしもすべての乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない状況が推認されること、「船舶D」の船舶所有者、船長及

び機関長は既に死亡しており、C事業所が所有する他の2隻に乗り組んでいたとする複数の者からも、申立人の申立期間②に係る勤務実態等の具体的な供述が得られなかったこと、申立期間②当時、C事業所に係る船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無いこと、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前が無いことなどから、申立人は船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料及び厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①については、申立人と一緒に「船舶B」に乗り組んでいたとする同僚の一人が、「『船舶B』が30トン未満の漁船で船員保険の適用はなかったとの話は聞いたことがない。」と回答していること、申立期間②については、当時の事業主の子が新たに供述してくれることを理由として、再度申し立てをなしたものである。

2 申立期間①について

G運輸局に照会した結果、同局が所持する昭和28年の「日本船名録」によると、「船舶B」の総トン数は28トンであったことが確認でき、船員保険法第2条第1項及び船員法第1条の規定により、「船舶B」は船員保険の適用除外であったものと認められる。

3 申立期間②について

当該事業主の子に照会した結果、申立人が「船舶D」に乗り組んでいたとの供述は得られたものの、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、当該事業主の子は、「昭和30年2月ごろから、C事業所に勤務していた。」と供述しているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業主の子は昭和31年10月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから判断すると、同社は、従業員について必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

4 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月21日から35年4月ごろまで

私は、昭和30年2月に、A市B地区にあったC組合（現在は、D組合）に入社した。昭和32年にC組合に籍を残したまま、E組合（現在は、D組合）に出張（出向）し、35年4月までの期間において勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がE組合に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「昭和32年にC組合に籍を残したままE組合に出張（出向）した。」旨供述しているところ、C組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和32年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、当該資格喪失日の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、E組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

また、F組合が昭和34年1月に発足したことに伴って、当時、G組合等に係る厚生年金保険の被保険者記録はF組合に移管されているがF組合に対する照会をなしたところ、「申立人について、F組合の組合員加入記録は無い。」と回答があり、オンライン記録においても申立人に係るF組合の移管記録を確認することができない。

さらに、D組合に照会した結果、「当時の資料は無く、すべて不明。」と回答が得られているところ、申立人が記憶するC組合の複数の同僚は、申立人の出張（出向）等の状況及び具体的な勤務期間を記憶していない上、前述のE組合

に係る被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人を知らない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月ごろから 30 年 11 月ごろまで

私は、昭和 29 年 4 月ごろから 30 年 11 月ごろまでの期間において A 社 B 支店 C 事業所に D 職として勤務し、場所 E で業務に従事した。一緒に勤務した同僚の氏名も記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が所持する写真から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が A 社 B 支店 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社人事部担当者は、「人事記録及び厚生年金保険の届出書類等を調査したが、申立人に係る資料は保管していない。」旨回答している上、一緒に勤務していたとして申立人が挙げた同僚 7 人全員は死亡又は居所不明のため、申立人の勤務形態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料、供述を得ることができない。

また、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらないところ、当時、A 社 B 支店において F 課に勤務し、社会保険事務にも関わっていたとする担当者は、「昭和 28 年に A 社 B 支店に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)の記録と突き合わせた。同年以降、給与から控除された保険料額は社会保険事務所に納付すべき保険料額と整合していたので、社会保険手続に過誤は無かったと思う。」旨を供述している。

さらに、申立人は、「D 職だった。」旨供述しているところ、前述の担当者は、「D 職であっても、入社から一定期間後に勤務場所から A 社 B 支店 G 課(社会

保険事務担当課)へ報告されたときは厚生年金保険に加入させていたが、勤務場所の責任者の判断で同支店に報告されない勤務場所扱いのD職が存在していた。これら勤務場所扱いのD職については、厚生年金保険に加入させていない。」「厚生年金保険に加入させていない勤務場所扱いのD職の給与については、勤務場所からの請求に基づきA社B支店において労務費として一括支払いしており、給与明細書は勤務場所において作成されていたと考えられるので、そのようなD職については保険料を給与から控除していないと思う。」旨を供述している。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、勤務場所で採用されたとして申立人が挙げた同僚の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年ごろから 52 年ごろまで
② 昭和 52 年ごろから 56 年ごろまで

私は、申立期間①はA市のB社で、申立期間②はC市のD社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、B社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料、供述を得ることができない上、オンライン記録において、当時の事業主及び事業主の妻は、申立期間①当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人及び元事業主の妻の具体的な供述から判断すると、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、D社は、厚生年金保険の適

用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、D社の元事業主の妻は、「事業所は厚生年金保険に加入していないので、従業員の給与から保険料は控除していない。」と供述している上、オンライン記録において、当時の事業主及び事業主の妻は、申立期間②当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 2 月 26 日まで
② 昭和 38 年 4 月 8 日から 43 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務したが、両申立期間について、社会保険事務所（当時）の記録では昭和 43 年 12 月 13 日に脱退手当金を受給していることになっている。

受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険整理番号の前後 60 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 43 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者 8 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 人に支給記録が確認でき、このうち申立人を含む 3 人は資格喪失日から約 3 か月以内に支給決定がなされている上、上記 3 人のうち事情を聞くことができた申立人を除く 2 人は、「退職した際に会社から退職金と一緒に脱退手当金をもらった。」、「脱退手当金の手続は会社を通して行った。」旨それぞれ供述しており、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、両申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間①及び申立期間②のすべての被保険者期間をその計算の基礎として支給されており、当該脱退手当金の支給金額も法定支給額とほぼ一致しており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号に係る厚生年金保険被

保険者台帳記号番号払出簿によると、当該被保険者記号番号はB社を退職後の9月23日（年度は不明）に申立期間①の被保険者記号番号と重複整理の手続がとられたことが記録されており、両申立期間の脱退手当金が昭和43年12月13日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われた可能性も考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 25 日から 8 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間における標準報酬月額が 17 万円と記録されていることが分かった。しかし、私は入社当初から給与を約 26 万円支給されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

本件においては、オンライン記録において、厚生年金保険被保険者資格の取得時（平成 7 年 9 月 3 日）の標準報酬月額が申立人の標準報酬月額 17 万円と同額であり、申立人と同職種であるとする同僚は、「私が所持する平成 8 年 3 月分の給与明細書によると、給与支給額は 23 万 3,000 円であるが、厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額 17 万円に基づく保険料である 1 万 4,025 円と記載されている。」旨供述しているところ、当該保険料控除額は標準報酬月額 17 万円に見合うものであることが推認できる。

また、A社において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者の資格を取得した 33 人の同僚のオンライン記録を調査したところ、申立人と同様に平成 8 年 8 月の月額改定で初めて標準報酬月額が変更された者は 11 人おり、このうち、女性一人を除く男性 10 人が申立人と同じく資格取得時の標準報酬月額が

17万円又は16万円で記録されていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時における社会保険料の控除等に関する資料は保存しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 681

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間において県外の A 社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述及び申立人が提出した永年勤務の表彰状に記載されている日付から判断すると、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A 社は、昭和 55 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、複数の同僚らは、「A 社には昭和 55 年 5 月 1 日以前から勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の取得日は同日となっているが、正しい記録であると思っている。」旨供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の複数の同僚らはいずれも、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 55 年 5 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、A 社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。